



# 大分市教育大綱（案）

## 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| はじめに                      | 1  |
| 大綱策定の趣旨                   | 2  |
| 対象期間                      | 2  |
| 基本理念                      | 2  |
| 大綱の体系                     | 3  |
| 基本方針                      | 4  |
| 10の目標                     |    |
| 目標1 次代を担う人材育成             | 6  |
| 目標2 「縦の接続」の視点による教育の展開     | 7  |
| 目標3 学びのセーフティネットの構築        | 8  |
| 目標4 質の高い学びを実現する教育環境の整備    | 8  |
| 目標5 生涯学習支援体制の充実           | 10 |
| 目標6 こどもの健全育成と地域の教育力向上     | 10 |
| 目標7 文化・芸術を生かしたまちづくり       | 11 |
| 目標8 スポーツを通じた地域活性化         | 11 |
| 目標9 人権尊重を基盤とした教育の推進と充実    | 12 |
| 目標10 人権尊重社会の実現に向けた人権啓発の推進 | 12 |

はじめに



作成中

2025（令和7）年〇月〇日  
大分市長 足立 信也

## 大綱策定の趣旨

教育大綱は、2014（平成 26）年 6 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民の意向をより一層反映するとともに、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を地方公共団体の長が総合教育会議の場において教育委員会と協議して定めるものです。

この教育大綱は、「大分市総合計画」「大分市教育ビジョン」や社会情勢等を踏まえて策定しました。

## 対象期間

本大綱の対象期間は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 基本理念

# 未来を創る人をはぐくみ、 一人ひとりの幸せにつながる教育

未来に向けて自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材を社会全体で育成します。

また、一人ひとりの個性と人権が尊重され、誰もが生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しみ、ともに成長し合い、幸せを実感できる社会を目指します。

## 大綱の体系

### 基本方針

### 目標

**1** 生きる力を  
はぐくむ  
学校教育の充実

**1** 次代を担う人材育成  
**2** 「縦の接続」の視点による教育の展開

**2** こどもたちの  
学びを支える  
教育環境の充実

**3** 学びのセーフティネットの構築  
**4** 質の高い学びを実現する教育環境の整備

**3** 社会教育の推進と  
生涯学習の振興

**5** 生涯学習支援体制の充実  
**6** こどもの健全育成と地域の教育力向上

**4** 個性豊かな文化・  
芸術の創造と発信

**7** 文化・芸術を生かしたまちづくり

**5** スポーツの振興

**8** スポーツを通じた地域活性化

**6** 人権を尊重する  
社会づくりの推進

**9** 人権尊重を基盤とした教育の推進と充実  
**10** 人権尊重社会の実現に向けた人権啓発の推進

## 基本方針



基本理念の実現に向け、教育行政を総合的に推進するための6つの基本方針を定めます。

### 基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

---

幼児期の教育から小学校・中学校教育、その先の学校や社会との連携・接続を図りつつ、「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成するとともに、未来に向けて自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く人材を育成します。

### 基本方針2 こどもたちの学びを支える教育環境の充実

---

複雑化・多様化する課題に対応するための相談支援体制の充実や障がいのあるこども等の教育ニーズに対応するインクルーシブ教育システム<sup>※1</sup>の実現など、誰一人取り残されない学びの保障に向けて取り組むとともに、こどもたちの安全を守るための環境整備や教職員の資質能力とウェルビーイング<sup>※2</sup>の向上により、学びの土壌や環境を良い状態に保つことで、こどもたちに質の高い学びの場を提供します。

### 基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興

---

市民一人ひとりのウェルビーイング実現に向けて、誰もが生涯にわたって、社会を生き抜く上で必要な力を身につけることができる環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える仕組みを構築します。

### 基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

---

文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりを推進するとともに、地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化等の魅力ある文化・芸術資源を幅広い分野で活用することのできるまちづくりを進めます。

## 基本方針 5 スポーツの振興

市民の誰もが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、指導・支援する人材の育成に努めます。

また、スポーツがもたらす社会的・経済的効果を活用したまちづくりを推進します。

## 基本方針 6 人権を尊重する社会づくりの推進

すべての人々の人権が尊重され、多様性を認め合い、相互に共存し得る豊かな社会の実現に向け、あらゆる差別の解消を目指し、さまざまな人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむ教育・啓発の推進に努めます。

### —用語解説—

#### ※1 インクルーシブ教育システム

共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、柔軟で連続性のある多様な学びの場を構築する仕組み。

#### ※2 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

## 10の目標

「基本方針」に基づき、教育、学術及び文化・スポーツ等の振興に関する「10の総合的な施策の目標」を定め、施策を推進します。

### 基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

#### 目標1 次代を担う人材育成

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
- こどもたちの豊かな情操や道徳心を培い、親切、思いやり、感謝、公正、公平、自他の生命の尊重、自己肯定感、人間関係を築く力等をはぐくみます。
- 運動やスポーツへの興味・関心を高め、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成に努めます。
- 郷土の歴史・伝統・文化に対する関心や理解を深め、継承、発展させるなど、郷土を愛する心をはぐくむ教育を推進します。
- グローバル社会に対応するため、異文化・多様性を理解し、主体性・積極性・包摂性、社会貢献・国際貢献の精神、コミュニケーション能力等を身に付け、社会の一員として活躍できる人材の育成に努めます。
- 児童生徒が主体的に課題を発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育<sup>※3</sup>等の教科等横断的な学習の充実を図ります。
- 自らの危険を予測し、回避する資質・能力を育成する防災教育、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の一員として主体的に担うことができる力をはぐくむ主権者教育、適切な意思決定や消費行動に結びつけることができる資質・能力を育成する消費者教育、持続可能な社会の構築を目指した環境教育の推進に努めます。

- 一人1台端末<sup>※4</sup>をはじめとするICT<sup>※5</sup>の利活用を日常化し、情報モラルを含む情報活用能力をはぐくみ、問題解決や価値創造ができる人材の育成に努めます。
- 障がいのあるこどもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、教職員の障がいへの理解や専門的かつ実践的な指導力の向上を図るとともに、建設的対話を通じて相互理解を深め、合理的配慮の提供に努めるなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

## 目標2 「縦の接続」の視点による教育の展開

- 地域の実情に応じた幼保小の連携を推進し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図り、発達や学びに連続性のある教育・保育の充実努めます。
- 学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育の充実努めます。
- 高等学校等への進学や就職などの将来を見据えるなか、小中学校における継続的・発展的な取組を通し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、児童生徒の適性や進路等に応じて必要となる資質・能力や態度をはぐくむキャリア教育<sup>※6</sup>を推進します。

### —用語解説—

#### ※3 STEAM教育

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の頭文字であり、各教科等での学習を実社会での問題発見やその解決にいかしていくための教科等横断的な教育のこと。

#### ※4 一人1台端末

文部科学省が2019年12月に打ち出した「GIGAスクール構想」を実現するために、児童生徒に一人1台配備されたタブレット端末のこと。

#### ※5 ICT

ICTとは“Information and Communication Technology”の略。情報通信技術（情報・通信に関連する技術一般の総称）のこと。

#### ※6 キャリア教育

社会のなかで自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

## 10 の目標

### 基本方針2 こどもたちの学びを支える教育環境の充実

#### 目標3 学びのセーフティネット<sup>※7</sup>の構築

- いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー<sup>※8</sup>など複雑化・多様化する課題に迅速に対応するため、こどもの理解に立った組織的な相談・指導体制を強化するとともに、医療、福祉、教育等の関係機関と連携・協力し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を推進します。
- すべてのこどもたちが家庭の経済状況等にかかわらず、健やかに育成される環境を整備するため、支援が必要な家庭の早期発見に努め、スクールソーシャルワーカー<sup>※9</sup>による学校と福祉部門の円滑な接続を図ります。また、「大分市子どもの生活実態調査<sup>※10</sup>」の結果を踏まえ、大分市子どもの貧困対策専門部会<sup>※11</sup>の活用等、市長部局と教育委員会がより一層の連携を深め、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に努めます。
- 障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの自立と社会参加に向けて、他のこどもと可能な限り共に過ごすための基礎的環境整備の充実を図るとともに、早期からの教育相談や就学相談を通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備を行い、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- 日本語指導が必要なこどもに対する講師派遣や保護者に対する通訳派遣など、学校生活や就学・進路指導等を支援する体制の充実に努めます。

#### 目標4 質の高い学びを実現する教育環境の整備

- 学校施設の老朽化対策をはじめ、バリアフリー化、省エネルギー化、ICT環境整備、防災機能強化等の視点に立ち、市長部局と教育委員会が連携してこどもの学びを支える教育環境の充実に努めます。
- 通学路の安全確保やこどもたちの生命・安全に係る事件・事故の未然防止など、関係機関等と連携・協働し、学校内外における安全対策の充実に努めます。

- 日常の職務を通じた学びや教育センター等で行う各種研修の機会を創出するとともに、教職員一人ひとりが主体的・実践的に学ぶことができる研修環境を充実させ、教職員の職務遂行に必要な専門的知識や技能、広く豊かな教養、これらを基盤とする実践的指導力の向上を図ります。
- 教職員が限られた時間のなかで児童生徒の指導により専念できるよう、ICTの活用や様々な関係機関との連携・分担体制の構築など、教育委員会と市長部局の連携により学校における働き方改革を推進し、働きやすさと働きがいの両立した環境の実現を目指します。

#### —用語解説—

##### ※7 学びのセーフティネット

家庭の経済状況等に左右されることなく、すべてのこどもに学習できる機会を確保する仕組み。

##### ※8 ヤングケアラー

家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

##### ※9 スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のこと。

##### ※10 大分市子どもの生活実態調査

こどもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、大分市の課題や特性を踏まえたこどもの貧困対策等に係る基礎資料とすることを目的として、2023（令和5）年度に実施した調査。

##### ※11 大分市子どもの貧困対策専門部会

こどもの貧困対策につながる効果的な施策の検討を進めるため、貧困の状況にあるこどもとその家庭にかかわりが大きい福祉保健部、子どもすこやか部、土木建築部、教育委員会教育部の関係4部9課で構成する組織。

## 10 の目標

### 基本方針 3 社会教育の推進と生涯学習の振興

#### 目標 5 生涯学習支援体制の充実

- 地区公民館をはじめとする社会教育施設の機能強化や大学等との連携によるサテライトキャンパスおおいた<sup>※12</sup>の活用により、学びの継続や学び直しを支援し、社会を生き抜く上で必要な力を生涯にわたって身に付けられるよう、多様な課題や市民ニーズに対応した学習機会及び支援体制の充実に努めます。
- 性別や障がいの有無、国籍等にかかわらず、こども、若者から高齢者まで誰もが生涯にわたって学ぶことができる多様な学習機会の提供に努めます。
- 家庭教育は、こどもたちの健やかな育ちの基盤であり、その担い手である保護者を支援するため、保護者同士の交流や学習機会の充実に努めます。
- こどもが読書習慣を身に付けられるよう、こどもの興味・関心を尊重した自主的な読書活動の推進を図るとともに、こどもルーム、市民図書館や公民館、学校などにおいて、発達段階に応じて読書に親しむことができる環境づくりに努めます。

#### 目標 6 こどもの健全育成と地域の教育力向上

- 放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進めることにより、児童の安全・安心な居場所や多様な活動を行うことができる環境を確保し、総合的な放課後児童対策を推進します。また、社会教育関係団体をはじめ地域の多様な主体と連携し、こどもの健全育成に努めます。
- 学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、社会全体で家庭教育を支えるネットワークを構築すること等により、地域の教育力の向上を図ります。

#### —用語解説—

##### ※12 サテライトキャンパスおおいた

県内の産業界、高等教育機関、地方公共団体で構成される「おおいた地域連携プラットフォーム」と、県民と留学生との交流などを促進している「NPO法人大学コンソーシアムおおいた」が運営するホルトホール大分内の施設。一般市民や社会人向けの公開講座、学生向けの教育講座などを実施している。

## 基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

### 目標7 文化・芸術を生かしたまちづくり

- 大友氏遺跡や府内城跡を新たな魅力発信の拠点として効果的に活用するとともに、地域固有の文化遺産を把握することにより、個性的な文化遺産を生かしたまちづくりを進めます。
- 大分市の魅力ある文化・芸術資源を観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの幅広い分野へ活用するとともに、文化・芸術活動団体等との連携を強化して発信力を高めるなど、アートを生かしたまちづくりを進めます。
- 市民の主体的・創造的な文化・芸術活動を支援するとともに、多彩な文化・芸術に触れる機会や発表の場の創出・提供を通して、身近な場所で気軽に文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりに努めます。

## 基本方針5 スポーツの振興

### 目標8 スポーツを通じた地域活性化

- 「する」「みる」「ささえる」の3つの視点をスポーツの関わり方の基本としてとらえた施策を幅広く展開し、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに参画できるよう、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、指導・支援する人材の育成に努めます。
- 大分市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運の醸成や、市内のスポーツ施設・スポーツ環境を活かした合宿や大会等の誘致、東京2020オリンピックから正式種目となり、パリ2024オリンピックにおいても注目を集めたアーバンスポーツの振興などに取り組むとともに、これらの取組から派生する社会的効果、経済的効果を活用したまちづくりを推進します。

## 10 の目標

### 基本方針 6 人権を尊重する社会づくりの推進

#### 目標 9 人権尊重を基盤とした教育の推進と充実

- 学校教育において、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができる」という人権尊重の精神をはぐくむとともに、あらゆる差別の解消や多様性を認め合う人権教育の推進と充実に努めます。
- 地区人権教育（尊重）推進協議会<sup>※13</sup>等との連携を強化し、市民がより主体的に学習できる機会の提供に努めます。

#### 目標 10 人権尊重社会の実現に向けた人権啓発の推進

- 人権尊重の理念を市民の日常生活に定着させるとともに、地域に住むさまざまな人々の相互理解を深めていくなど、啓発の充実に努めます。

—用語解説—

※13 地区人権教育（尊重）推進協議会

市内全域を網羅し、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、地域が主体となり、13 地区公民館ごとに設立した組織。



大分市教育大綱

令和 7 年〇月

編集・発行

大分市 企画部 企画課

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 TEL 097-537-5603

